

令和3年4月28日に発出した学校衛生管理マニュアル（Ver.6）について、亜塩素酸水の取扱いに関する内容を追記しました。
追記後のマニュアルについて、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

事務連絡
令和3年5月14日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」の一部追記について

この度、令和3年4月28日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」について、亜塩素酸水の取扱いに関する内容を一部追記しましたので、お知らせします。

追記箇所は、別紙のとおりとなります。

追記後のマニュアルについては、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

<本件連絡先>
文部科学省:03-5253-4111(代表)
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918・2976)

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
(2021.4.28 Ver.6)」 追記箇所

【35 ページ】

(追記前)	(追記後)
3) 感染者が発生した場合の消毒について ・ 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにします。	3) 感染者が発生した場合の消毒について ・ 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、<u>0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液</u>により消毒するようにします。

【36 ページ】

(追記前)	(追記後)
3) 感染者が発生した場合の消毒について ・ 消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行います。なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒します。	3) 感染者が発生した場合の消毒について ・ 消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行います。なお、トイレについては、消毒用エタノール、<u>0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液</u>を使用して消毒します。

【37 ページ】

(追記前)	(追記後)
亜塩素酸水 ・製品の用法・用量に従って必要に応じて希釈 ・遊離塩素濃度 25ppm 以上の亜塩素酸水をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を拭く (以下略)	亜塩素酸水 ・製品の用法・用量に従って必要に応じて希釈 ・<u>有機物が存在する環境下での使用が想定されています</u> ・遊離塩素濃度 25ppm 以上の亜塩素酸水をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を拭く (以下略)

【66～67 ページ】

(追記前)	(追記後)
③校舎内の消毒 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05% の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにします。 (中略) 消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行います。なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは 0.1% の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒します。	③校舎内の消毒 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、<u>0.05% の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液</u>により消毒するようにします。 (中略) 消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行います。なお、トイレについては、消毒用エタノール、<u>0.1% の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液</u>を使用して消毒します。